

# 新潟県

# 公民館月報

昭和54年3月号

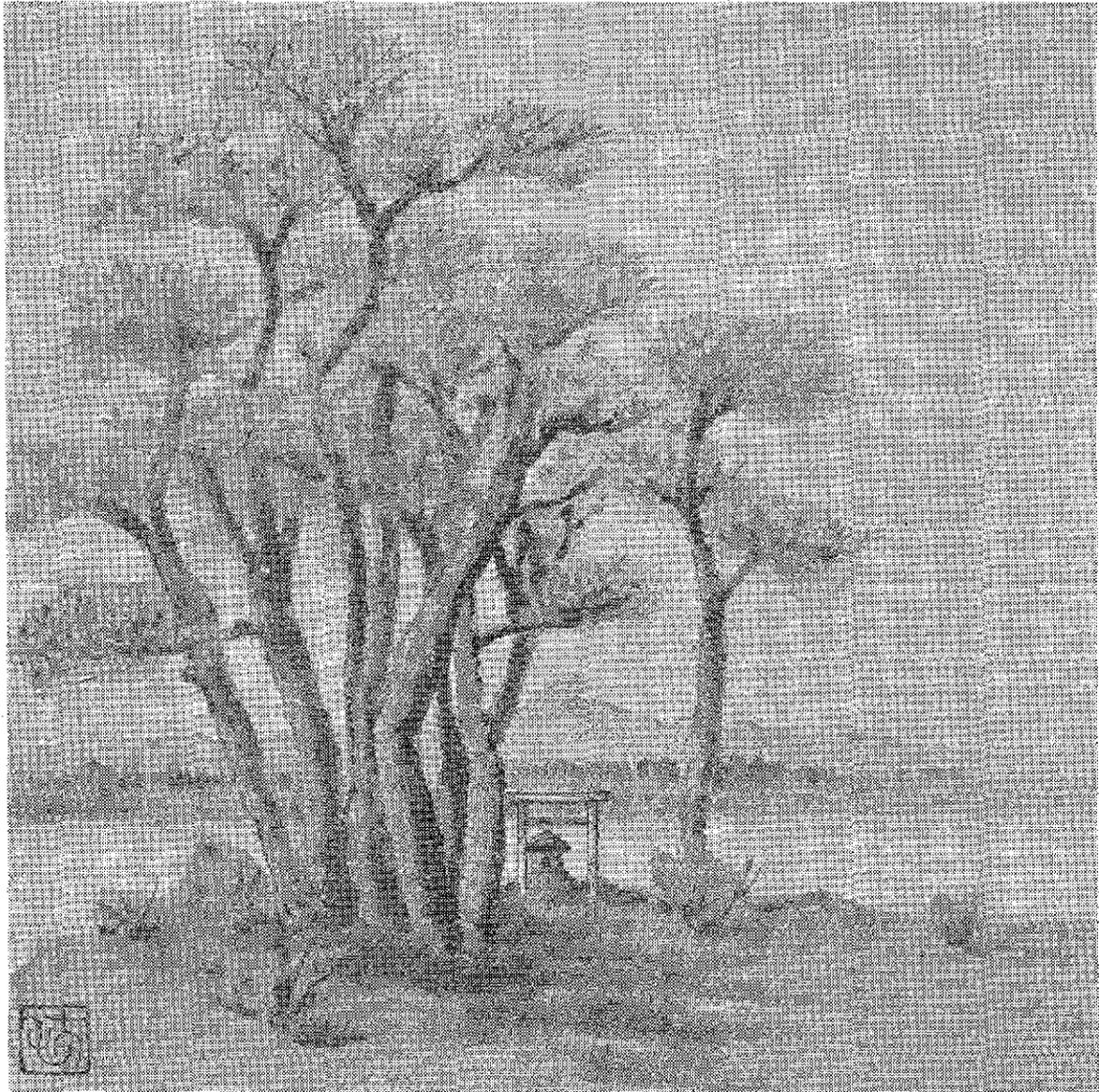
発行所 新潟県公民館連合会

【新潟市川端町2-9・県林業会館内】

【電話・新潟(0252)24-6073】【振替新潟4094】

発行人 会長 石井耕一  
編集人 事務局長 本田 清

【定価1部 70円 年共 840円】



## 荷船の舟

越後平野に初めて汽車が走ったのが明治三十年、それ以前は信濃川が交通運送の大動脈であった。今でこそ上流の発電取水で砂利川原になってしまったが、その頃は汪洋と流れる水に白帆を張った五十石船が往来し、正に日本一の大川の貫録を示していた。

それでも三条あたりから上流になると風の無い日は漕行が困難で、止むなく人力の曳舟にたよることが多かった。

半裸の舟子が長い舟綱を肩に喰い込ませて、川原の土を嘗めるような前屈みの姿勢で曳いたものであるが、その難所々々には必ず彼等の信仰する稲荷様を祀り、その目じるしとして樽や川柳を植えていた。

あれからすでに八十年。上りの舟の姿は見えないけれども、こうした古い森の中には必ず小さな石の祠と朽ちかけた鳥居の名残が昔を語りかけているのである。

(絵・文) 長岡市 山口 充一

# 公民館総合補償制度が発足

近年公民館行事に参加した地域住民の負傷事故や、公民館施設の破損などによる傷害事故のため、この補償制度を希望される現場の声が多く、こんど「学校賠償保険」「スポーツ災害補償保険」等の制度に公民館職員1名の「傷害保険」をセットした「公民館総合補償制度」を発足させることにしました。

社団法人 全国公民館連合会

## 公民館賠償責任補償制度

### 対象施設

公民館の建物、駐車場、その他敷地内施設

### 賠償対象者

公民館利用者、その他第三者

### 対象となる事故

1. 公民館施設および設備の、管理上の不備によって起きた事故
  2. 公民館が利用者に対して行う、運営上のミスによって起きた事故
- いずれも公民館が法律上の賠償責任を負わなければならない場合に備えた責任補償制度です。

### 対象とねならない事故

- ・施設の新築、増改築、修理の工事に起因する事故
- ・飲食物による中毒事故
- ・天災地震、洪水、津波、噴火により発生した事故
- ・被害者本人に事故原因がある場合、被害者本人の過失部分については除きます

### 賠償内容

- ・損害賠償金——治療費、休業補償、慰謝料、死亡の場合の遺失利益、その他必要費用
- ・その他、応急手当、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士費用など

### 補償限度

1名 1事故につき500万円

## 公民館行事傷害補償制度

### 対象となる事故

- ・公民館の主催または共催する行事の、参加者が受けた傷害事故
- 学級、講座、教室、運動会等大集会行事のすべて

### 対象とならない事故

- ・行事参加者の、故意による事故
- ・疾病、脳疾患、心神喪失による事故
- ・天災(地震、噴火、津波)・戦争その他の変乱

### 補償内容

- ・死亡——1名につき300万円
- ・後遺障害——300万円を限度とし、後遺障害の程度による
- ・傷害——入院1日1,500円(180日限度)  
通院1日1,000円(90日限度)  
(合計180日限度)

## 公民館職員傷害補償制度

### 対象となる事故

- ・公民館職員が、執務中に受けた傷害事故(通勤中の事故を含みます)

### 対象とならない事故

- ・職員の、故意による事故
- ・疾病、脳疾患、心神喪失による事故
- ・天災(地震、噴火、津波)・戦争その他の変乱

### 補償内容

- ・死亡——1名につき500万円
- ・後遺障害——500万円を限度とし、後遺障害の程度による
- ・傷害——入院1日3,000円(180日限度)  
通院1日2,000円(90日限度)  
(合計180日限度)

### 補償期間

昭54.5.1~昭55.5.1 1年間

### 加入申込

申込期間 昭54.3.1~昭54.4.20  
 申込先 〒102  
 東京都千代田区麹町3-5  
 一ノ瀬ビル5F  
 「公民館総合補償制度」  
 取扱事務所

TEL 東京(03)261-9453  
 申込方法 各市町村公民館へ別途送付の案内書に、加入申込書及び、申込方法の詳細が記載してあります

### 加入掛金

1公民館当り「責任補償」「行事傷害」「職員傷害」合計で、1年間分30,000円ただし、職員傷害補償は1名分だけを含みますが、職員追加1名毎に、4,500円を追加しなければならない

### お問い合わせは

(取扱事務所) 〒102 東京都千代田区麹町3-5  
 一ノ瀬ビル5F  
 「公民館総合補償制度」取扱事務所

TEL 東京(03)261-9453

(保険引受) 〒160 東京都新宿区西新宿1丁目26番1号  
 安田火災海上保険株式会社

本店営業第五部第三課

TEL 東京(03)349-4036

その他、安田火災 各道府県 担当係(案内書に掲載)

## 公民館関係法令集

内容・教育基本法・社会教育法・社会教育施行令・公民館運営規程基準・通達「公民館基準の取り扱いについて」  
 A5判 34ページ  
 一部五〇円税別  
 公民館関係の諸会誌にご利用ください。  
 申込先・県公連事務局

全公連支えた

樋上亮一氏 逝く



日心不全のためついに不帰の人となつた。

樋上氏は、人事院広聴課長を退官後、昭和三十三年に全公連事務局長に就任、組織の再編成、月刊公民館の復刊、海外社会教育施設視察団の派遣、公民館振興国会議員連盟の結成、公民館のあるべき姿と今日の指標の成案づくり、など力をこめて、昭和五十二年に引退した。(写真は、公民館職員研修会で「広報」について講演した時のもので、右が樋上氏)

倒れかかっていた全公連の躯体を支え、今日の基礎を築いた最大の功労者である樋上亮一氏(全公連顧問)は、先年以來酒気乱入院中であつたが、まぎ、月十二日公連事務局長、顧問などを歴任をもち、ありし日の樋上氏



このことは「問答の根柢にあって、社会教育の本質にせまるもの」と考えられるので、蛇足を加えた



民は住民として、義務を果したから、主権者として自分の理想をもって、首長を批判、選択の作用が可能な

地方自治の振興

柳瀬 畑 茂

地方自治の振興が開催の趣旨に掲げられたのは、昨年新編で開催された全国大会が始めてであつた。ついで大生上越の県大会で、また十月湯沢の館長研修会で、朝比奈太夫理事はその講演に、地域づくりの目標にあるものとして、これを取り上げられた。

九年ぶりの県補助増額

本会事業に対する県費補助が九年ぶりに八〇万円から一二〇万円に増額した。県費補助は従来から事業支出に対する半額助成をたてまゝとしていたが、実質的には、いづれの一つかみ補助として経過していた。今回の九年ぶりの増額は、県の財政基本方針にともなう厚い壁を突き破つたものとして評価できる。本会の基本財源は、従来から一般負担金、事業分担金のほか、県費補助の三本柱であり、才入総額に占めるそれぞれの比率は、殆ど半ばは三等分程度とバランスしていた。しかし、その後、度重なる財政危機に遭つし、その都度、一般負担金、事業分担金の増額の措置でかろうじて補入がけられてきたが、県補助はすくなく減つてきた。一方、一般負担金の風潮は、県市長会、同町村会の理解が深まり、毎年その増額が認められてきており、本年度も約七パーセント増が認められ総額三三三万五千円となった。反面、長年の課題である事業分担金削減の懸案という基本方針をかかえているので、全体の財政事情は依然として楽観をゆるさないものがあるが、九年ぶりにはいふ原費補助の増額は朗報であり、一歩前進である。

樋上亮一氏を悼む



石井新一ノメ

前全公連副会長樋上亮一氏が、月十三日に死された。私は戦後尚もなごころ氏の著書を読み、広聴講演を聞き、昭和三十三年全公連事務局長になつてからは、第一法規の編集委員、全国広聴研究会の分科会で、幾度か広報について語り合つた。樋上氏は人事院広聴課長、参事官退官後、上智大学や自治大学校などで広報を講じ、著書も多く、自治体広報の第一人者であつた。全公連は、公民館単行法制定運動をめぐつて紛争を生じ、存続の危機に立つたことがある。それが収まりかけたころ樋上氏は全公連に入った。

前全公連副会長樋上亮一氏、その人たちは埼玉全公連会長長原洋次郎氏(本市市館長、県会)の会長擁立をはかり、私に戦後尚もなごころ氏の著書を読み、広聴講演を聞き、昭和三十三年全公連事務局長になつてからは、第一法規の編集委員、全国広聴研究会の分科会で、幾度か広報について語り合つた。樋上氏は人事院広聴課長、参事官退官後、上智大学や自治大学校などで広報を講じ、著書も多く、自治体広報の第一人者であつた。全公連は、公民館単行法制定運動をめぐつて紛争を生じ、存続の危機に立つたことがある。それが収まりかけたころ樋上氏は全公連に入った。



# 柏崎市でのコミュニティ 研究集会でひろう

# 住民自治をめざす

「生涯教育の振興」と、「コミュニティづくりの促進」を、全市民館の重点目標に掲げる柏崎市では、例年「公民館研究大会」と「コミュニティづくり研究集会」を開いているが、「第六回柏崎市コミュニティづくり研究集会」がさる二月二十七日、中央公民館で開かれた。

この研究集会で、兵庫県明石市総務部主幹・岩正也氏の「明石市におけるコミュニティ施策」と題する講演が行われ、「住民自治をめざす明石市のコミュニティづくり」が紹介された。

明石市では昭和50年をコミュニティ元年とし、「コミュニティには哲学を」を市政の重点施策として掲げコミュニティづくりが進められているが、当口配付されたパンフレット「みんなの手で・住みよいまちづくりを」の内容を以下転載紹介して、コミュニティづくりへの参考に供したい。(徳)

写真は第六回柏崎市コミュニティづくり研究集会の会場風景。



## ① このパンフレットは

このパンフレットは、コミュニティづくりを提唱する明石市が、「コミュニティ計画」の作成を企図した背景と、その進め方を明らかにするためにつくったものです。

コミュニティ計画は、端的に言いますと、地域の生活環境を整備するための“まちづくり計画”です。市は、このような、地域と密接にかかわるような問題は、地域住民とよく話しあって決めていきたいと考えています。

もちろん、地域間においても住民それぞれに利害得失があって、総意をまとめることはむづかしいと思います。しかしできるだけエゴを排して、地域のために最もよい方向をみんなで十分議論し、見つけ出していきたいと思います。

## ② コミュニティーのめばえ

コミュニティ形成への新しい芽は、高度経済成長のひずみを是正する市民の意識と行動の中に、自然発生的にうまれてきました。

〔コミュニティを考えたようになった背景〕

高度経済成長のひずみ——近隣社会の崩壊

- ・市民の激しい流動……地域はなれ
- ・管理社会の進行……人間性の疎外
- ・都市化社会……スプロール(生活環境の悪化)

# 住 み よ い あ す の ま ち づ く り

〔コミュニティが芽をふきだした要素〕

余暇時間の増大……職場交流→地域交流

(週休2日制)

人間性の回復……地域社会での自己実現

生活環境の改善……自立と連帯を呼ぶ市民意識の台頭

## ③ 明石市のこれまでの取り組み

市民の間に芽ばえているコミュニティづくりへの意欲をさらに高め、住みがいのあるまちづくりを実現するために、明石市も行政上いろいろな取組みを展開しています。その主な過程と今後の展望はつぎのとおりです。

〔過程〕

コミュニティ・スポーツ・センター設置 (昭46.7)

コミュニティセンター建設に着手 (昭47.9~)

施政方針で「コミュニティに哲学を」提唱 (昭49.3)

コミュニティ研究会設置 (昭49.5)

(「みんなで考えるまちづくり」発行)

コミュニティを考える市民集会を開催 (昭49.12)

コミュニティ元年を宣言 (昭50.1)

コミュニティ課を設置 (昭50.7)

(3支所を市民センターに)

コミュニティ研修会を開催 (昭50.10~11)

(中学校区ごとに実施)

コミュニティ・マップを作成 (昭50.12)

コミュニティ・マップの説明会 (昭51.4~6)

(小学校区ごとに実施)

第一回住民自治組織指導者交流会を開催 (昭51.8)

コミュニティ推進会研究委託事業 (昭52.7)

コミュニティ計画策定会議・同調整会議発足

(昭52.12)

「コミュニティ計画の進め方」まとめる (昭53.2)

〔展望〕

コミュニティ・カルテ検討住民会議を開催

(小学校区ごとに実施) (昭53.9~)

コミュニティ・カルテ作成 (昭54. )

コミュニティ計画作成 (昭55. )

## ④ 市民によるまちの総点検

コミュニティの形成にあたり、生活環境の整備はその基本となる問題です。

そこで、市は市民の日常生活の快適さを守るために、いろいろな事業を実施しているわけですが、その整備については、地域住民の意向を十分に把握しておく必要があります。

市は、こうした地域の環境整備を計画的に推進するための「コミュニティ計画」の策定にあたり、積極的に市民参加をとり入れたいと考えています。

この参加は、コミュニティの主体である、市民の自治意識に期待しようとするものですが、一面ではこの活動を通して、コミュニティづくりを、より一層高めたいとも考えています。

まずは、地域住民のみならず、市から提供しますコミュニティ・マップやコミュニティ・カルテ素材などを参考に自分のまちの総点検を行ってください。

そしてよいものは残し、悪いものはとり除く方法を考えましょう。それが、わがまちを住みよいものにする第一歩です。

# 栃尾市半蔵金分館



(茶会を、すすりながらの話し合い)

## 実践記録シリーズ

49

### 連帯意識を育てる

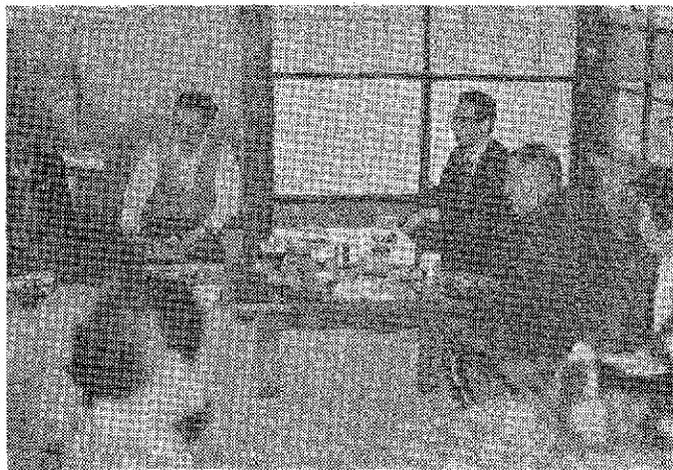
#### 訪問集会で大きな成果

「実践記録」のあれこれ、いろいろと反響を呼んでいます。あなたもぜひ書いてみてください。

栃尾市の中心の山あいに半蔵金の百四十五戸がより、西谷川を静かに流している。本県でも特産すること二十四キに産地である。農業、森、ロケット、そ、出稼ぎ、生計を立て、辺地共

この運動を推進するには、地域連帯意識をたかめることが必要であり、そのために、当分館では区民の話し合い活動を重視してきた。年間一回の総会、随時の運営委員会、隣組単位の話し合い、そして毎年、冬季節に行う訪問集会などがその場である。

この日は、そのうち、訪問集会について記述してみたい。粗い区民の生の声を聞き、区民の生活を高めるべく、住民意識を高めることである。例年二月から三月にかけて、分館長、区長、校長、農協支所長が、きき役と助言者として、半日の日程で各隣組十カ所を訪問するのである。当日は隣組長の司会で話し合いに入る。茶会をすすり、分館指導の茶会をするのである。日頃口角の悪い老人も長江な問題について熱弁を



(答弁に汗だくの方館長、区長さんたち)

う。笑いが会場にひびき、庶げに明るい会である。区長や校長は答弁に汗だくとなる。人数は、きき役を入れても十五人前後のほ

この十六回の記録をみると、実現したもの、依然として解決しな

昭和三十九年にこの訪問集会がはじまり、以来、十六回目を迎えている。この十六回の記録をみると、実現したもの、依然として解決しな

「私と公民館」  
「実践記録シリーズ」は、それそれ特色ある活動がうかがえて、大変参考になると好評をいただいています。「実践記録」と同時に利用者の方々から書いていただく「私と公民館」の原稿を募集しています。みなさんの公民館で活躍しておられる方々に依頼していただき、ご送稿をお願いいたします。掲載の分には、それぞれ記念品をさしあげています。

流れる。また、半蔵金の歴史を見

今年のはじめは、公民館の改装であり、世論が沸騰している。この話し合い活動を、パッション、プッシュしているのが、機関紙「半蔵金」だ。この機関紙は、新聞でなく、今日を区民の投稿で埋めている。住民の意見発表の場

保言所の開設も訪問集会から生

半蔵金分館主事  
吉沢 和平



# あの頃のこと

## 記憶のなかから ②

山本 醇

◎第二話……生活記録「写し」、「人がない」、「施設がな  
真機がほしい」から「危」という時代であった。  
うく首になりかけたこと

昭和、干五、六年といふは、県下  
各市町村共に公民館は設立されて  
も独立公民館なほ殆んどなく、  
役場の片隅に役場の職員が兼務  
というのが九〇%以上で、しかも  
公民館運営のための、「金がな  
その当時の状況をそのまま私の生

### 第30回記念大会

## 長岡市厚生会館で開く

昭和五十四年度の県公民館大会  
は、第三〇回記念新潟県公民館大  
会と銘うち、中越地区公民館の受  
け入れがきまっていたが、さきに  
長岡市中央公民館で一回にわたり  
開催された準備委員会、ほほそ  
の日程、会場等の基本方針がきま  
られた。この計画は、追って開催  
の県公民館委員会にはかり正式な開  
催要項として配布される。  
以下、その基本方針の要旨。  
開催期日  
昭和54年8月27日(日)

### 公民館・社会教育関係者の座右の六法

## 社会教育行政必携

昭和54年版

文部省内社会教育行政研究会 編集  
発行 第一法規出版株式会社

刊行のことばから  
昭和52年版の刊行以後、関係法令が改正され、諸調  
査が実施されこのたび収録法令を整理するとともに、  
例規統計資料等を追加し内容の充実を図り、ここに昭  
和54年版を刊行した。

新書判/美装本/総頁 903頁  
定価 1,800円(〒160)

▶おもな内容◀

- 第一章 総 則
- 第二章 行政組織
- 第三章 行政職員の養成・研修
- 第四章 施設の設置・運営
- 第五章 事業の実施・援助
- 第六章 手法の開発・改善
- 第七章 財務・税制
- 第八章 補助金・委嘱費

申込先 〒951 新潟市川端町2-9  
県林業会館内  
県公民館連合会  
(TEL 0252-24-6073)

だ一つのわがいであった。そのわ  
がいを綴った私の生活記録の一部  
を最初に紹介してみよう。  
「……前略……。こどもも赤  
字財政政服(せいふ)の文字算  
削減のうきめに会った。日本間  
の床の間の掛軸は小使のおぼさ  
んからの借物だし、いけ花の水  
盤は会誌おぼさんと女事務員K  
さんの私物で花も私費で購入し  
たものである。そして座敷の机  
もおぼさんよりの借物があり部  
屋の隅にある火鉢は私の家にた  
った一つも無いものが冬期間  
公民館の暖房用(かまど)で  
使用されているものであり館内  
に掲示されている写真は会誌書  
記のK君の私物の写真機で撮影  
されたものであり、廊下の時計  
もおぼさんからの借物がある。

……中文路……役場のSさんが  
言った次の言葉が思い出され  
る。公民館なんて戦前には無  
くても間に合っていたのだから  
ここでも百万以上の金が余分に  
支出されている」と。それだ  
からといって公民館活動をす  
るの當時の情品をこの職員  
私物でやることあたりはまだ  
と思いたくない。公民館の内部  
にある品物のうち私の火鉢が常  
時使われ、K君の写真機が数年  
間使用され、おぼさんの私物が  
使われていることは、町の人々  
は勿論のこと町会議員も教育委  
員も町長も助役も収入役も知っ  
てはいると思う。後文略……」

刊紙佐渡新聞にも掲載されてしま  
った。さあ大変この文中の「町  
会議員も教育委員も三役も知って  
いない」と思う」というところが一  
部の議員のケキリンにやられてしま  
った。早速町長を呼んで話を聞  
いた。町長Mさんが私のところへ来て  
「おまえの記録を頼んである議員  
が腹を立てているが、問題が大き  
ならぬうちに解決をどうするか  
しては……」と注意してくれたい  
私に役場へ移動したからのこと  
である。現在では写真機を持って  
ない公民館なほはなと思つたが  
二十年前はほんのことは当り前  
のことだったと思う。こつして私  
も無事に三十七年度公民館の生活  
を終えることが出来たが、現在私  
がもし公民館の職員でありこんな  
ことを書いておれば、こんなこと  
議会で問題になりはんと口に言  
なっていたかも知れない……」

が、問題にならなかつたのも私に  
注意してくれた元町長さんが  
いるから、とははからつてくれた  
ことには感謝がなすところである。  
この生活記録が終結したからど  
うか解らないが、私の公民館在職中  
の十一年間には公民館用写真機は  
とうとう買ってもらえず私とK君  
の私物の写真機が使用された。そ  
して公民館が写真機を買ったのは  
私が役場へ移動してからのこと  
である。現在では写真機を持って  
ない公民館なほはなと思つたが  
二十年前はほんのことは当り前  
のことだったと思う。こつして私  
も無事に三十七年度公民館の生活  
を終えることが出来たが、現在私  
がもし公民館の職員でありこんな  
ことを書いておれば、こんなこと  
議会で問題になりはんと口に言  
なっていたかも知れない……」

(註)この生活記録は31年県公民  
館(報40号)掲載)  
(元真野町公民館主事)

### あとがき

多様化する保険制度のなか  
で、公民館も委託業務がらつ  
いて一機補償制度を指定さ  
せました。  
加入申込みは、大いに推しよ  
うすべきことですが、すでに市  
町村当局で加入している他の保  
険制度とのダブルはなしか、よ  
く調べる必要もあるようです。  
(本)